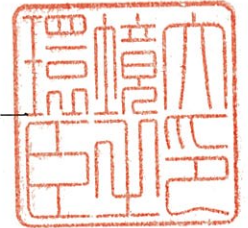


資料 1

諮問 第 4 5 6 号  
環水大土発第1701041号  
平成 2 9 年 1 月 4 日

中央環境審議会会長  
浅野直人 殿

環境大臣  
山本 公



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

*N*-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1,2-オキサゾール-5-イル]-2,6-ジメトキシベンズアミド (別名イソキサベン)

ビス[(*RS*)-1-{2-[3-(4-クロロフェニル)プロピル]-2,4,4-トリメチル-1,3-オキサゾリジン-3-イルカルボニル}イミダゾリウム]=フマラート (別名オキスポコナゾールフマル酸塩)

*N*-(トリクロロメチルチオ)シクロヘキサ-4-エン-1,2-ジカルボキシミド (別名キャプタン)

(2*RS*)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸 (別名ジクロロプロップ)

3,4-ジヒドロ-2,4-ジオキソ-1-(ピリミジン-5-イルメチル)-3-( $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ-*m*-トリル)-2*H*-ピリド[1,2-*a*]ピリミジン-1-イウム-3-イド (別名トリフルメゾピリム)

*N*-(3',4'-ジフルオロビフェニル-2-イル)-3-(トリフルオロメチル)ピラジン-2-カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

*N*-(7-フルオロ-3,4-ジヒドロ-3-オキソ-4-プロパ-2-イニル-2*H*-1,4-ベンゾキサジン-6-イル)シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシミド (別名フルミオキサジン)

(*RS*)-2-メチル-1-ピリミジン-5-イル-1-(4-トリフルオロ

メトキシフェニル) プロパン-1-オール (別名フルルプリミドール)

アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) (別名ホセチルアルミニウム  
又はホセチル)

## (別紙2)

アンモニウム= $N$ - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートアンモニウム塩)、イソプロピルアンモニウム= $N$ - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートイソプロピルアミン塩)、カリウム= $N$ - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートカリウム塩)、ナトリウム= $N$ - (ホスホノメチル) グリシナート (別名グリホサートナトリウム塩)、 $N$ - (ホスホノメチル) グリシン (別名グリホサート)

2', 3-ジブromo-4'-クロロ-1-(3-クロロ-2-ピリジル)-6'-{[(1*RS*)-1-シクロプロピルエチル]カルバモイル}ピラゾール-5-カルボキサニリド (別名シクラニリプロール)

(*RS*)-(E)-5-(4-クロロベンジリデン)-2,2-ジメチル-1-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)シクロペンタノール (別名トリチコナゾール)

3-(5-*tert*-ブチル-1,2-オキサゾール-3-イル)-1,1-ジメチルウレア (別名イソウロン)

(E)- $N$ -(6-クロロ-3-ピリジルメチル)- $N$ -エチル- $N'$ -メチル-2-ニトロピ (別名ニテンピラム)

ブチル=(*RS*)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップブチル又はフルアジホップ)、ブチル=(*R*)-2-{4-[5-(トリフルオロメチル)-2-ピリジルオキシ]フェノキシ}プロピオナート (別名フルアジホップPブチル又はフルアジホップP)

(RS) - O-4-ブロモ-2-クロロフェニル=O-エチル=S-プロピル  
=ホスホロチオアート (別名プロフェノホス)

(RS) - 5-ブロモ-3-sec-ブチル-6-メチルウラシル (別名ブ  
マシル)

(4RS, 5RS) - 5- (4-クロロフェニル) -N-シクロヘキシル-4  
-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド (別名ヘ  
キシチアゾクス)

中環審第957号  
平成29年1月5日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 浅野 直人



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年1月4日付け諮問第456号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

諮問 第 4 6 3 号  
環水大土発第諮問第1706271号  
平成 2 9 年 6 月 2 7 日

中央環境審議会会長  
武内 和彦 殿

環境大臣  
山本 公一



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

## (別紙1)

1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン (別名イミダクロプリド)

5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-p-トリル)-4-エチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル (別名エチプロール)

3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン (別名クロフェンテジン)

(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン (別名ジノテフラン)

(1S, 2R, 5R, 7R, 9R, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2, 4-ジ-O-メチル- $\alpha$ -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-14-メチル-20-オキサテトラシクロ[10.10.0.0.0<sup>2,10</sup>.0<sup>5,9</sup>]ドコス-11-エン-13, 21-ジオン (別名スピネトラム-J) 及び (1S, 2S, 5R, 7S, 9S, 10S, 14R, 15S, 19S)-7-(6-デオキシ-3-O-エチル-2, 4-ジ-O-メチル- $\alpha$ -L-マンノピラノシルオキシ)-15-[(2R, 5S, 6R)-5-(ジメチルアミノ)テトラヒドロ-6-メチルピラン-2-イルオキシ]-19-エチル-4, 14-ジメチル-20-オキサテトラシクロ[10.10.0.0.0<sup>2,10</sup>.0<sup>5,9</sup>]ドコサ-3, 11-ジエン-13, 21-ジオン (別名スピネトラム-L) の混合



物 (別名スピネトラム)

(Z) - 3 - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - 1, 3 - チアゾリジン - 2 - イリデンシアナミド (別名チアクロプリド)

(E) - N - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - N - エチル - N - メチル - 2 - ニトロビニリデンジアミン (別名ニテンピラム)

(±) - 5 - アミノ - 1 - (2, 6 - ジクロロ -  $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$  - トリフルオロ - *p* - トルイル) - 4 - トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール - 3 - カルボニトリル (別名フィプロニル)

メチル = {2 - クロロ - 4 - フルオロ - 5 - [5, 6, 7, 8 - テトラヒドロ - 3 - オキソ - 1 *H*, 3 *H* - [1, 3, 4]チアジアゾロ[3, 4 - *a*]ピリダジン - 1 - イリデンアミノ]フェニルチオ}アセタート (別名フルチアセットメチル)

N - (トリクロロメチルチオ) フタルイミド (別名ホルペット)

N - (4 - メチル - 6 - プロパー - 1 - イニルピリミジン - 2 - イル) アニリン (別名メパニピリム)

(別紙2)

O, O-ジエチルO-5-フェニルイソキサゾール-3-イルホスホロチオアート (別名イソキサチオン)

(5RS)-2-[(1EZ)-1-[[(2E)-3-クロロアリルオキシイミノ]プロピル]-5-[(2RS)-2-(エチルチオ)プロピル]-3-ヒドロキシシクロヘキサ-2-エン-1-オン (別名クレトジム)

3, 6-ビス(2-クロロフェニル)-1, 2, 4, 5-テトラジン (別名クロフェンテジン)

N-(3', 4'-ジフルオロビフェニル-2-イル)-3-(トリフルオロメチル)ピラジン-2-カルボキサミド (別名ピラジフルミド)

(±)-5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-p-トルイル)-4-トリフルオロメチルスルフィニルピラゾール-3-カルボニトリル (別名フィプロニル)

中環審第976号  
平成29年7月7日

中央環境審議会 土壤農薬部会  
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会  
会長 武内 和彦



農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について(付議)

平成29年6月27日付け諮問第463号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。